

騒音規制法に規定する特定施設

	金属加工機械
1	イ. 圧延機械(原動機の定格出力の合計が 22.5 キロワット以上のものに限る。) ロ. 製管機械 ハ. ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。) ニ. 液圧プレス(矯正プレスを除く。) ホ. 機械プレス(呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。) ヘ. せん断機(原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。) ト. 錫造機 チ. ワイヤーフォーミングマシン リ. ブラスト(タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。) ヌ. タンブラー ル. 切断機(といしを用いるものに限る。)
2	空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。)
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。)
4	織機(原動機を用いるものに限る。)
5	建設用資材製造機械 イ. コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。) ロ. アスファルトプラント(混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。)
6	穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。)
7	木材加工機 イ. ドラムバーカー ロ. チッパー(原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。) ハ. 碎木機 ニ. 帯のこ盤(製材用のものにあっては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。) ホ. 丸のこ盤(製材用のものにあっては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。) ヘ. かんな盤(原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。)
8	抄紙機
9	印刷機械(原動機を用いるものに限る。)
10	合成樹脂用射出成形機
11	鋳型造型機(ジョルト式のものに限る。)

※ 1馬力=0.746Kw